

太陽光発電設備の設置による地域環境活動の推進に係る協定

株式会社エコスタイル（以下「甲」という。）と大阪府（以下「乙」という。）は、甲及び乙が連携して太陽光発電設備の設置による地域環境活動の推進に取り組むことに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と公益的団体及び公益的施設の所有者、管理者又は占有者（以下「施設所有者等」という。）が協働して環境活動を実施することを条件として、甲から提供される太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を公益的施設へ設置することにより、甲と乙が連携して当該公益的施設が立地する地域での環境に関する取組の活発化を図り、もって環境活動の推進に寄与することを目的とする。

（役割）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- 一 甲は、公益的施設への発電設備の設置により地域環境活動を推進しようとする公益的団体を公募により選定し、発電設備（1件あたり10kWを上限とする。）を付帯設備及び設置工事を含めて無償で提供し、公募時に示した時期までに発電設備を当該団体が提示する公益的施設に設置すること。
- 二 乙は、甲による前号の公募について周知すること。
- 三 甲及び乙は、この協定に基づき設置した発電設備並びに甲、公益的団体及び施設所有者等が協働して実施した環境活動の結果について周知すること。

2 発電設備の仕様、施工、設置後の保守管理及び実施する環境活動に関して、甲、公益的団体又は施設所有者等の間で疑義が生じたときは、当事者間で誠意をもって解決することとし、乙は一切の責任を有しないものとする。

（公募要件）

第3条 公益的団体の公募に際しては、次の各号に掲げる要件を明示するものとする。

- 一 地域環境活動を推進するため、甲及び施設所有者等と協働して実施する地域環境活動を提示すること。
- 二 施設所有者等が発電設備の設置や前号の地域環境活動の実施について承諾していること。
- 三 公益的施設への発電設備の設置の可否については、応募前に甲による現地確認を受けること。
- 四 発電設備を導入してから5年間は、第一号で提示した地域環境活動を実施し、毎年度その結果を甲に報告すること。また、当該結果は甲及び乙により周知されることに同意すること。

- 五 発電設備で発電した電気は公益的施設で用いることとし、余剰電力は売却しないこと。
- 六 発電設備が甲から無償提供されたものであることを公益的施設の公衆の見やすい場所に表示すること。
- 七 反社会的勢力ではない、又は反社会的勢力が経営の実質に関与していないこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、甲が公益的施設への発電設備の設置に関して必要と認めること。

(協定の期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月末日までとする。ただし、期間満了日の3月前までに、甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(その他)

第5条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの協定内容を履行しなければならない。
2 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月29日

甲 株式会社エコスタイル
代表者 代表取締役 木下 公貴

乙 大阪府環境農林水産部
代表者 部長 竹柴 清二